公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５９０６号
東京都狛江市猪方１丁目１－３　第１谷津田荘103
債務者　下坂元政徳
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９０７号
東京都狛江市猪方１丁目１－３　第１谷津田荘103
債務者　下坂元和美
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９０８号
東京都八王子市東中野55―４―202
債務者　斉藤　雄介
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９０９号
東京都町田市本町田2533　公社住宅ハ８―212
債務者　宮本　勝子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９１５号
埼玉県秩父市久那2993―１
債務者　引間麻希子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９１６号
東京都練馬区旭町２丁目39番３―506
債務者　岩尾　周作
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９２１号
埼玉県新座市野火止１丁目２－１―402
債務者　大橋　俊一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９２４号
埼玉県さいたま市浦和区大東２丁目10―22
債務者　矢部　大助
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９３０号
東京都昭島市朝日町２丁目４－６―307
債務者　小澤　秀樹
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９３１号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目11―201
債務者　中野かをる（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９３６号
東京都板橋区弥生町12―７―206
債務者　山本　忠利
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９３９号
東京都狛江市東和泉３丁目６－３―201
債務者　植西　麻衣
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４０号
東京都東久留米市氷川台１丁目23―12―201
債務者　遠田　有希
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４１号
東京都練馬区大泉学園町８丁目９－８―105
債務者　永川由利子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４９号
東京都文京区千石１丁目８―26―204
債務者　松田　隆二
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部